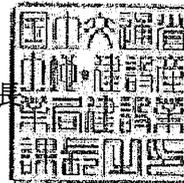




平成24年5月1日
国土建第56号

全国管工事業協同組合連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る
経営事項審査の取扱いについて

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成24年5月1日国土交通省令第52号）が制定されるとともに、平成24年5月1日付け国土交通省告示第523号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたところである。

告示附則七の規定により、国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る経営事項審査（以下「外国子会社経審」という。）については、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成20年1月31日付け国総建発第270号）」と併せて、下記により取り扱うこととしたので、貴職におかれては、事務処理に当たって遺漏なきようお願いする。ただし、本通知による事務取扱いは、平成24年7月1日から適用する。

記

1. 外国子会社の認定について

- (1) 外国子会社経審の申請者（以下単に「申請者」という。）は、我が国に主たる営業所を有する建設業者でなければならない。
- (2) 認定の対象となる子会社は、外国に主たる営業所を有するものであって、かつ、申請者の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社であるもの（以下「外国子会社」という。）とする。なお、関連会社（財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいう。）は、これに含まない。
- (3) 認定の対象となる外国子会社は、経営事項審査を受けていない者でなければならない。
- (4) 認定の対象となる外国子会社は、主たる事業として建設業を営む者でなければならない。
- (5) 申請者は、その全ての外国子会社について認定の申請を行う必要はない。

2. 数値の認定について

- (1) 審査基準日

審査基準日は、外国子会社経審を申請する日の直前の申請者の事業年度終了の日とする。

ただし、合併、営業譲渡又は分割に伴う取扱い等により、事業年度終了の日以外を審査基準日として経営事項審査を行う場合は、当該取扱いに併せて外国子会社経審を行うことができる。

(2) 認定基準

次表により算定された数値を認定する。

経営事項審査の項目		各項目の数値の算定方法
X ₁	建設工事の種類別年間平均完成工事高	認定を受けた外国子会社（以下「認定外国子会社」という。）の建設工事の種類別完成工事高を合算し、算定する。 ただし、申請者と認定外国子会社の間における取引及び認定外国子会社相互間における取引による完成工事高については、額の算定に含めない。
X ₂	自己資本の額	申請者及び認定外国子会社の自己資本の額を合算し、算定する。 ただし、申請者の認定外国子会社に対する投資とこれに対応する認定外国子会社の資本及び認定外国子会社相互間の投資とこれに対応する資本は、相殺消去しなければならない。 相殺消去の方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
	利払前税引前償却前利益の額	申請者及び認定外国子会社の利払前税引前償却前利益の額を合算し、算定する。 ただし、申請者と認定外国子会社との間で発生した損益及び認定外国子会社相互間で発生した損益については、相殺消去しなければならない。 相殺消去の方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

3. 認定の申請手続き

(1) 外国子会社並びに申請者及び外国子会社についての数値の認定（以下単に「認定」という。）の申請は、下記の書類を提出してしなければならない。

- ① 別紙1の外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定申請書
- ② 認定外国子会社に関する次に掲げるもの
 - ア 別紙2の外国工事経歴書
 - イ 外国工事経歴書に記載された工事に係る工事契約書の写し
 - ウ 貸借対照表及び損益計算書
 - エ 外国において設立されたものであることを証する書類（法人登記簿に相当する

もの等)

オ 子会社としての要件を満たすことが確認できる書類（議決権所有割合が記載された書類等）

③ 2の(2)の自己資本の額及び利払前税引前償却前利益の額について、公認会計士又は税理士により、その内容が適正である旨が証明されたもの

(2) 認定の手続きは、国土交通省土地・建設産業局建設業課において行う。

(3) 国土交通大臣は、認定を行ったときは、当該申請者に対して、別紙3の例により「外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書（以下単に「認定書」という。）」を交付する。

4. 許可行政庁に対する総合評定値請求等について

(1) 認定書を有する建設業者は、経営事項審査を受けようとするときは、許可を受けた国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事に対して、経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書に当該認定書を添えて申請する。

(2) 建設工種の種類別完成工事高については、認定書の数値を、申請者の種類別完成工事高に加えた数値をもって審査を行う。なお、申請に当たっては、認定書の数値と申請者の種類別完成工事高を合算した金額を、申請書に記載すること。

(3) 自己資本の額及び利払前税引前償却前利益については、認定書の数値をもって審査を行う。

(4) 国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事は、外国子会社経審の結果を通知するときは、総合評定値通知書に「外国子会社経審」と明記する。